地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、

地域の子育て支援も利用しやすく変わります

時預かり

急な用事や短期のパートタ イム就労など、子育て家庭の ニーズに合わせて、一時預か りを行います。

地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽 に親子の交流や子育て相談がで きる場所を増やしていきます。



病気や病後の子どもを、保護 者が家庭で保育できない場合 に、病院・保育所等に付設され たスペースで預かります



利 用 者 支 援

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚 園・保育所・認定こども園などの施設や、 地域の子育て支援を選択して利用できる ように、情報の提供や相談・援助などを していきます。

B

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童(小学 生)に、放課後等に適切な遊びや生活の 場を提供する取り組みです。

新制度では、職員や施設・設備につい て新たに基準を設けて質の向上 を図っていきます。

> 現在実施している施設については、 大阪市のHPをご覧ください

大阪市のホームページで「子ども・子育て支援新制度」の内容を紹介しています。 新しい情報も随時更新しますので、詳しい内容を知りたい方は、ホームページをご覧ください。



大阪市 新制度 検索

http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000243575.html





も・子育て支援新制 がスタートします。

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために・・・ すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために・・・

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月 「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。

この法律と関連する法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育 て支援新制度」がスタートする予定です。



こんな取組みを進めていきます!

子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。

幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

大阪市こども青少年局



新制度では、教育・保育の場が増えます



小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきました。

新制度では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及してい

きます。また、小規模保育や保育ママなど少人数の子どもを保育する事業「地域型保育」

● 幼稚園・保育所に加えて、 認定こども園 の普及を図ります

地域型保育 を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします

的に行う施設

幼稚園と保育所の機

3~5さい

う学校

能や特長をあわせ持 ち、地域の子育て支援 も行う施設です。

認定こども園 0~5さい

保護者の働いている状況にかかわらず利用できま す。また、認定こども園に通っていないこどもの 家庭でも、「認定こども園」での子育て相談などを 利用することができます。

小学校以降の教育 の基礎をつくるため の幼児期の教育を行

> 利用できる保護者 :制限なし

新制度の仕組みを採用する幼稚園と、現在 の仕組みを維持する幼稚園があります

利用時間:昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園

により教育時間前後や園の休業中の教

育活動(預かり保育)などを実施。

現在の仕組みを維持する私立幼稚園への入園手 続きは、従来通り幼稚園に直接申し込み、幼稚園 との契約となります。(認定は不要です。)

幼稚園や保育所などへの入園・入所には、保育の必要性などの認定が必要です。手続きについて は、秋頃開始の予定です。開始の時期が決まったら、大阪市のホームページ等でお知らせします。

<新制度の仕組みを採用する> 保育を必要としない場合 認定こども園 保育を必要とする場合■

園に申し込みをします

- 2 園を通じて利用のための認定申請をします
- 3 園を通じて、区役所から認定証が交付されます

園と契約をします

保育所

地域型保育

大阪市のホームページで「子ども・子育て支援新制度」の内容を 紹介しています。

新しい情報も随時更新しますので、詳しい内容を知りたい方は、 ホームページをご覧ください。

区役所に保育の必要性の認定を申請します 同時に、保育所等の利用希望の申し込みをします 大阪市が保護者の就労状況に応じた保育必要量の認定 をします(標準時間、短時間の2区分)

- 2 大阪市が利用調整をし、利用調整の結果を保護者にお 知らせします
- 3 区役所から認定証が交付されます

http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000243575.html

利用先の決定後、契約となります

就労などのため家庭 で保育できない保護 者に代わって保育す

る施設 利用できる保護者

: 共働き世帯など、 家庭で保育のできない保護者。

利用時間: 夕方までの保育のほか、園(所)により 延長保育を実施。

を創設し、保育の場を確保していきます。

保育所

0~5さい

少人数の単位で、0~2歳の子ど もを預かる事業

地域型保育

0~2さい

新たに大阪市の認可事 業とし、待機児童の多 い0~2歳児を対象と する事業を増やします

家庭的保育(保育ママ):家庭的な雰囲気のもとで、 少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を 行います。

小規模保育:少人数(定員6~19人)を対象に、 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を 行います。

Q:幼稚園や保育所などに入園・入所する手続きはど う変わりますか?

A:これまでの制度と大幅に変わるわけではありま ₹せん。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も 含め3つの区分による認定を受けることや認定を 受けた場合は認定証が交付されるなど、従来の手続 きと異なる点があります。詳細が決まりましたら、 ホームページ等でお知らせします。

Q:保育料はどうなりますか?

A:保護者の所得に応じて、国が今後定める 基準を上限として、市町村が地域の実情に応 じて定めることとなります。

大阪市における利用料金については、現在 検討中ですので、詳細が決まりましたら、ホ ームページ等でお知らせします。

Q:3つの区分による認定ってなんですか?

A: < 1号認定(教育標準時間認定)> 満3歳以上で、教育を希望される場合 利用先:幼稚園、認定こども園

<2号認定(満3歳以上・保育認定)> 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等で保育を希望される場合 利用先:保育所、認定こども園

< 3号認定(満3歳未満・保育認定)> 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等で保育を希望される場合

利用先:保育所、認定こども園、地域型保育

[○] Q:新制度になると現在の幼稚園や保育所はな くなるのですか?

A:現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども |園になるわけではありません。幼稚園・保育 👭 所の設置者が、どのように運営していくかを 決めることになっています。











